

震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、早くも2年5ヶ月余りが経過しました。

この間、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめとする特別な財政支援の枠組みを整備していただいたほか、中小企業等グループ施設等復旧整備事業など震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただき、本県においても被災者の生活再建及び産業の復興に向け、県民一丸となり着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、復旧・復興事業が本格化するなか、膨大な事業に携わる自治体職員が不足しているほか、資材や労働者の不足による入札不調などにより事業の進捗に支障をきたすなど、被災地においては、復旧・復興を進めるうえで新たな課題が生じており、対応に苦慮しています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、現在に至ってなお事故の全容が解明されておらず、放射能汚染水の海洋流出をはじめ、トラブルの発生が立て続けに明らかになるなど、事故の完全収束に向けた道筋は未だ見えず、県民に大きな不安を与えています。さらに、放射能汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、県内産業は原発事故に起因する風評による深刻な被害を被っており、このことが本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

このような様々な困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・復興を成し遂げるうえで不可欠であり、国による更なる財政支援に加え、各種の規制緩和、一層の人的支援など、長期にわたる特例的な支援を要するほか、特に原発事故に関し、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、現在の特例的な財政支援の継続及び可能な限りの拡充はもとより、各種制度などについて、被災地の実態に即し改善、拡充を図るほか、原発事故への対応について、国が主導的役割を果たし、確実な対策が講じられるよう、別添のとおり要望いたします。

要 望 項 目

1 復旧・復興関連予算の確保

震災からの復旧・復興事業に関しては、これまで東日本大震災復興交付金をはじめ、被災した自治体への特別な財政援助の枠組みを整備していただき、また本年3月には津波被災地における住宅再建支援のため、震災復興特別交付税を増額いただいたうえ、被害の実態に即し本県に重点配分していただくなど、特別の配慮をいただき大変感謝しているところです。

しかしながら、特に沿岸部の被災自治体においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地地区画整理事業、災害公営住宅整備事業など、復興まちづくりや住まいの確保に関する事業は今後本格化するものであり、十分な予算の確保が求められます。今月8日に閣議了解された平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針において、東日本大震災の復興予算については、これまでどおり上限を設けず、必要額を要求できることとされておりますが、平成26年度においても被災地の復旧・復興の実態に即した十分な予算を確実に確保するよう求めます。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」をはじめ、本県の「宮城県震災復興計画」や被災市町が策定している震災復興計画においても、復興期間を10年間としているところであり、津波による甚大な被害を被った沿岸の自治体を中心に、震災からの復旧・復興の達成には長期にわたる国の特例的な財政支援を要します。国の集中復興期間における復旧・復興事業の予算枠については、本年1月に増額の見直しが行われたところですが、集中復興期間以降においても、被災地の復旧・復興の実態に即した特例的な支援を継続し、十分な予算措置を確実に講じるよう求めます。

2 東日本大震災復興交付金制度の継続及び拡充等

(1) 復興交付金制度の平成28年度以降の継続

復興交付金制度による各種事業は、地方負担を極力抑え被災自治体の復興を支援するものであり、被災地のまちづくりや産業の復興を成し遂げるうえで中心的な事業となっています。しかし、事業に係る計画期間が平成27年度までとされており、特に津波による甚大な被害を被った沿岸部の被災自治体においては、早期の事業着手が難しく、当該年限までの事業の実施が困難となる事例が生じることが強く懸念されています。

つきましては、すべての被災自治体が復興を成し遂げられるよう、復興の実態に即して、平成28年度以降も復興交付金制度の枠組みを継続するよう求めます。

(2) 復興交付金事業の拡充及び弾力的な運用

復興交付金制度については、本年3月の第5回の交付可能額の通知以降、運用の柔軟化の方針が示され、特に効果促進事業における予算の一括配分について、基本的にネガティブリスト化され、幅広い関連事業の実施が可能となるなど、被災自治体において、復興まちづくりにおける有用性がさらに高まっているところです。

しかしながら、特に沿岸部の被災自治体においては、地震の影響により地盤沈下した土地の嵩上げを可能とする事業が限られているため、事業に該当しない土地の嵩上げの目処が立たず、一体的なまちづくりを進めるうえで支障をきたしています。また、嵩上げを可能とする既存事業についても、各種要件を満たさないことにより事業を活用できず、土地の嵩上げの目処が立たない事例が生じています。

地盤沈下した土地の嵩上げについては、国土保全の観点からも、本来国の責任において実施されるべきものと考えられ、復興交付金制度により、被災した自治体において、地盤沈下したすべての土地の嵩上げが可能となるよう、基幹事業を追加するとともに、既存の基幹事業について、被災した自治体の実態に即した弾力的運用を可能とするよう求めます。

また、効果促進事業における予算の一括配分について、現状では防災集団移転促進事業をはじめ、まちづくりの根幹をなす5つの基幹事業に限り実施されていますが、当該制度は地盤沈下した土地の嵩上げをはじめ、自治体が独自の判断により復興まちづくりを進めるうえで非常に有用であることから、対象となる基幹事業を拡大するよう求めます。

3 被災者生活再建支援制度の拡充

沿岸部の被災者は、未曾有の被害をもたらした津波により、家屋の全半壊はもとより、家財の多くが流失し、生活基盤に著しい被害を受けています。現行の被災者生活再建支援制度においては、こうした津波災害による被災者についても、他の自然災害と同じ枠組みで支援金が支給されていますが、津波災害による被災者の生活再建については、その被害の甚大さを考慮し、他の自然災害と比して、より手厚い支援を要すると考えられます。

つきましては、津波災害の特殊性を考慮し、現行の被災者生活再建支援制度を見直し、「津波加算金」の枠組みを創設するよう求めます。

4 被災自治体における職員確保に対する支援

沿岸部を中心とする被災自治体においては、膨大な災害復旧事業のほか、復興交付金事業をはじめとする復興事業に係る財源が配分され、平時の予算規模をはるかに上回る事業の執行を要する状況となっています。このような状況に即し、本県及び沿岸部の被災市町においては、これまで全国の自治体から多くの職員を派遣していただいたほか、被災市町等においても任期付き職員の採用を行うなど、職員の確保に努めてまいりました。

しかしながら、防災集団移転促進事業をはじめ、復興関連事業が本格化するにつれ、用地買収を担当する事務職員や土木、建築等の専門職員の不足が懸念され、更なる職員の確保が被災自治体にとって喫緊の課題となっています。

つきましては、事務・技術の別を問わず、現場で実務を担当する職員の更なる確保のため、国家公務員及び全国自治体からのより一層の人的支援について、推進・強化するよう求めます。

5 被災地の産業再生に対する支援

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続

中小企業等グループ施設等復旧整備事業においては、これまでに本県で184グループ、約3,500事業者が約2,227億円の交付決定を受け、事業再開に向けた取り組みがなされています。しかしながら、直近の第8次募集において、本県では17グループ、82事業者が約43億円を申請したものの、5グループ、29事業者に対し約19億円が交付決定されたにとどまり、事業再開を目指す被災事業者の需要に十分に対応できない状況となっています。

また、沿岸部においては、土地の嵩上げ工事等の遅れにより、未だ復旧に着手できない被災事業者が多数存在し、当該事業に対する潜在的需要は大きいものと推察されます。さらに、これまでの各次交付決定において、多数のグループが認定されたことにより、被災事業者が後発的にグループを組成することが困難となり、申請に至らない事例も散見されます。

このような状況を踏まえ、被災事業者が事業再開のために必要な支援を受けられるよう、平成26年度以降においても当該事業を継続的に実施するとともに、グループの組成等の要件について、被災地の実態に即し弾力的に運用するなど、制度の改善を求めます。

(2) 仮設店舗、仮設工場の撤去に伴う市町の財政負担の軽減

中小企業基盤整備機構が整備した仮設店舗、仮設工場は、被災中小企業者の事業継続に大きく寄与しているところですが、これらの仮設施設は中小企業基盤整備機構から被災市町に無償譲渡され、解体撤去については被災市町が行うこととなることから、被災市町において将来的に大きな財政負担が生じ、復興を阻害することが懸念されています。

つきましては、被災市町が当該仮設施設の解体撤去を行う際の財政負担の軽減について、必要な対策を講じるよう求めます。

(3) 水産業の復興に係る制度の改善

イ 水産業共同利用施設復興整備事業のうち水産加工流通業復興タイプによる支援の充実

水産業共同利用施設復興整備事業のうち水産加工流通業復興タイプについては、沿岸各市町において、水産業の復興に有用な事業として活用が図られているところです。

当該事業について、石巻市などの一部自治体においては、国（復興庁）との調整の結果、水産加工品の生産量を震災前のレベルに回復するために必要な事業費について、交付が認められているところですが、魚市場とその周辺における復旧・復興を促進するうえで、雇用の受け皿の確保が必須であり、このために水産加工業の経営体数の回復を目的とした、当該事業による更なる支援を要します。

また、石巻市などは、多種多様な魚介類の水揚げが特徴ですが、中には生出荷が中心で加工業生産量の積み上げに反映されていなかった原材料品目が多く、これらを二次加工、三次加工に誘導する場合には、別枠での交付を認めていただくなど、当該事業については、生産量の復旧に関し実需に即した柔軟な対応が求められています。

さらに、一部自治体においては、水産加工業の規模が大きく、事業者数も多いことから、現在までに交付が認められている額において、需要に対応することが難しい状況であり、こうした事業者への対応が求められています。

つきましては、国においては、このような状況を考慮し、当該事業の活用により真に水産業の復興が成し遂げられるよう、制度の運用において被災地の実態に即し柔軟に対応するよう求めます。

ロ 家屋・償却資産に係る固定資産税の代替資産特例措置の適用範囲の拡大

宮城県施設保有漁業協同組合等は、被災した漁業者及び漁業協同組合に代わり、家屋・償却資産を取得し、共同利用の枠組みで被災漁業者に供し、津波による甚大な被害を被った水産業の復旧・復興に取り組んでいます。

しかしながら、宮城県施設保有漁業協同組合等は被災家屋・償却資産の所有者にあらず、上記のように家屋・償却資産を取得した場合、現行制度では固定資産税・都市計画税に係る代替資産特例措置の対象外となり、水産業の復旧・復興を進めるうえで支障となっています。

つきましては、上記のような実態を十分に勘案し、宮城県施設保有漁業協同組合等が被災した漁業者や漁業協同組合に代わり、その共同利用に供するために取得する家屋・償却資産について、現行制度を見直し、代替資産特例措置の対象とするよう求めます。

6 被災市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度に対する特別な支援

被災市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、従前各被災市町村等保険者において、被災者を対象に医療費の一部負担金免除の措置を講じた場合、その全額について国による補填措置が講じられる特別の財政支援が行われてきましたが、本県を対象とした当該措置は、平成24年9月末をもって終了しており、現状において被災市町村が一部負担金免除の措置を講じた場合には、当該市町村に財政的負担が生じることとなります。また、本県においては、厳しい財政状況から、医療費の一部負担金免除の措置を講じた被災市町村に対し、独自の財政支援を行うことが困難な状況にあります。

東日本大震災による生活困窮者は依然として多数存在しており、震災による被害の甚大さを考慮し、市町村等保険者が減免を要する被災者に対し医療費の一部負担金免除の措置を講じた場合、国による全額補填措置を講じるよう求めます。

7 被災したJR各線の早期復旧への支援

本県沿岸部のJR各線については、津波による甚大な被害を受け、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。鉄道の復旧は、沿岸部の被災市町における復興まちづくりと密接に関わるものであり、復旧の早期実現が望まれます。また、一部区間においては、仮復旧として、BRT（バス高速輸送システム）が運行されているところですが、被災市町からは鉄道による復旧の実現を望む声が寄せられています。

つきましては、津波による被害の甚大さを考慮し、東日本旅客鉄道株式会社における被災市町の復興まちづくりと一体となった鉄道の復旧に対し、早期実現のため財政的な支援を講じるよう求めます。また、被災した各線について、鉄道による復旧が実現されるよう、国として同社への働きかけを行うよう求めます。

8 海中へ流出した震災ガレキの処理に対する支援

津波により海中へ流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底びき網漁船等が回収し、沿岸市町に設置された災害廃棄物処理施設において処理を進めていますが、当該施設は平成25年度末までに撤去される予定であり、海中ガレキの全てを回収し、当該施設において処理を完了することは困難な状況です。

このため、平成26年度以降に回収された海中ガレキについては、既存のクリーンセンターや廃棄物処理業者において処理を行うこととなりますが、未回収の海中ガレキが膨大であることから、当該処理に必要となる費用についても、全額国庫負担とするよう求めます。また、漁場復旧対策支援事業を平成26年度以降も継続するとともに、海中ガレキの位置や総量把握、深い場所にあるガレキの回収が技術的に困難であることを考慮し、国による技術的な支援が十分になされるよう求めます。

9 被災地における復旧・復興事業の施工確保

本県においては、沿岸部を中心に膨大な復旧・復興事業を抱えています。資材や労働者の不足等の様々な要因から施工確保が困難な事例が生じています。このような状況が常態化することにより、本県の震災からの復旧・復興の進捗に支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、被災地における復旧・復興事業に関し、実勢価格を反映できる工事費の積算手法が設定されるよう、以下の各項目について、確実に実施するよう求めます。

- ・国が示した設計労務単価の3ヶ月毎の見直し
- ・スライド額算定事務の簡素化
- ・作業効率に応じた歩掛等の補正を可能とする仕組みの創設
- ・作業員宿舎の設置に関する積算手法に係る具体的な運用の早期提示

また、復旧・復興関連事業が本格化するなか、著しい不足が予想される骨材、捨石、土砂等に関し、国において県を跨いだ広域的な調達の仕組みづくりを調整するよう求めます。さらに、生コンクリートやアスファルト等の安定供給を確保するため、地域内での供給能力の不足に対応し、当該地域においてプラント等を県や市町村または民間事業者が設置する場合、当該費用を支援する補助制度等を創設するよう求めます。

10 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

本県においては、平成25年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業はもとより、繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進めるうえで非常に重要となっています。

しかしながら、災害復旧事業等においては、資材や労働者の不足などに起因する入札不調などにより事業に遅れが生じているほか、被災企業が実施する中小企業等グループ施設等復旧整備事業においては、施設復旧の基盤となる地盤の嵩上げ工事が遅れ、事業の進捗に支障をきたすなど、相当数の事業について、繰越年度内の完了が困難な状況となっています。

すでに事故繰越手続の簡素化を図っていただいているところですが、このような被災地の実態

を考慮し、やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業につきましては、財政法第42条及び地方自治法第220条に規定する年度内支出負担行為の要件を緩和するとともに、1回限りとされている事故繰越の複数回承認について、特別の措置を講じるよう求めます。

また、事故繰越の複数回承認が認められない場合には、復旧・復興事業の進捗に支障をきたすことのないよう、必要となる予算の確実な再予算化とともに、現在と同様の財政支援措置を講じるよう求めます。

1 1 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

(1) 原発事故に起因する風評被害等に係る迅速かつ十分な賠償

本県は、東京電力福島第一原子力発電所が立地する福島県に隣接し、放射能汚染による農林水産物の出荷制限などの実害のほか、本県産品の買い控えや国内外の旅行者における本県への旅行の忌避など、原発事故に伴う風評による被害が拡大しています。

こうしたなか、県内の生産者、事業者においては、様々な要因から東京電力による迅速かつ十分な賠償を得られず、大変苦慮しているとの声が各方面から寄せられており、東京電力の損害賠償による県内被害者の救済に関しては強い懸念があります。

つきましては、実害はもとより風評による被害を現に被っているすべての被害者が救済されるよう、以下の各項目について、東京電力に対し強く指導するよう求めます。

イ 賠償金の迅速かつ十分な支払い

実害を含む請求に対する賠償金の支払いについて、現状では本県は他県と比して支払率が低く、客観的に十分な賠償を受けているとは言いがたい状況にあります。また、本年1月原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の第三次追補において、本県の風評被害が新たに賠償の対象となったことにより、今後請求の件数及び金額が大幅に増加すると推察され、更なる支払遅延の発生が懸念されます。こうした事態は、現に風評による被害を被っている生産者、事業者の経営を著しく圧迫するものであり、憂慮すべき問題です。

つきましては、国において東京電力に対し、審査の簡素化、迅速化も含め、賠償金の迅速かつ十分な支払いを確実にを行うよう、強く指導することを求めます。

ロ 請求手続の簡素化

損害賠償請求手続において、請求者側は請求書作成のほか、損害を裏付けるための膨大な証拠の提出を要し、これらの準備に非常に苦慮しています。また、生産組合等は、生産者の請求手続の補助のほか、膨大な請求の取りまとめを行い、当該事務処理に多大な労力、経費を要しています。

つきましては、国において東京電力に対し、請求手続の簡素化に向け真摯に取り組むとともに、生産組合等において請求事務処理のために要した経費について、その実態に鑑みた十分な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。

ハ 生産者個人による賠償請求への対応

生産組合等を介さない生産者個人による賠償請求については、請求書の作成や膨大な証憑の準備が難しく、また東京電力を相手にした場合、交渉等においても不利になることが予想されるため、賠償請求を断念せざるをえない被害者が多数存在するとの情報が生産組合等から寄せられています。

つきましては、このような潜在的な被害者が個人でも賠償請求を行えるよう、国において東京電力に対し、原発事故の原因者であることを十分に自覚し、膨大な証憑の提出を一方的に被害者に求める消極的な態度を改め、被害者の実情を汲んだ誠意ある対応に努めるよう、強く指導することを求めます。

二 本県観光業の風評被害への対応

本県観光業の風評被害に係る損害賠償の対象期間については、東京電力より平成23年3月11日から平成24年2月29日までとする旨提示されていますが、本県観光業においては、観光客入込数や宿泊客数の減少など、現在に至るまで継続して原発事故の風評による被害を被っています。また、賠償額については、丸森町を除き基本的に逸失利益の5割の賠償とする旨東京電力より提示されていますが、本県は福島第一原子力発電所が立地する福島県に隣接しており、原発事故後の観光客入込数や宿泊客数等の推移を考慮すると、逸失利益のうち大部分が実質的に原発事故由来といえる状況にあります。また、風評による被害の状況には事業者間で差異があり、逸失利益について一律5割の賠償により全ての事業者が救済されるものではありません。

つきましては、国において東京電力に対し、現在提示されている賠償の枠組みに固執せず、被害者の求めに応じ、各々の被害の実態に即した十分な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。

ホ 風評被害防止のために要した経費の賠償

県内自治体や生産組合等においては、風評被害の拡大を防止するため、農林水産物等の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施及び検査結果の公表や販売促進のためのイベント企画、広報活動等に取り組んでおり、これらに要する経費が大きな負担となっています。

こうした経費は、全てが原発事故に起因するものであることから、国において東京電力に対し、自治体や生産組合等の実態に鑑み、当該経費の賠償を十分に行うよう、強く指導することを求めます。

(2) 原発事故の早期完全収束の実現

原発事故の完全収束に向けた道筋が未だ見えないことにより、全国の消費者は実体なき放射能汚染への不安から本県産品の購買を忌避し、国内外の旅行者においては本県への旅行を避ける傾向が未だ強く見られ、風評による被害の拡大が懸念されます。このような困難を一日も早く解消するため、国において東京電力に対し、原発事故の早期完全収束に向け指導を徹底するよう求めます。

さらに、風評被害のこれ以上の拡大を防止するため、福島第一原子力発電所から海洋への放射能汚染水の漏洩防止について、国が主導的役割を果たし確実な対策を講じるよう求めます。特に、1日あたり300トンとも推計される大量の汚染地下水が海洋に流出している問題について、東京電力の対応は遅きに失したものであり、不信感を抱かざるを得ず、風評被害の拡大を助長する結果を招くものです。また、現状において汚染地下水の漏洩による海洋の放射能汚染については限定的なものとされ、沖合への影響はないものと見られていますが、当該事象の全容が解明されたものではなく、海産物の放射能汚染が強く懸念されます。加えて、1日あたり400トンともいわれる原子炉建屋への流入地下水対策として、いわゆる「地下水バイパス」計画に則した海洋への放流を行い、万一放射能汚染水が海洋流出した場合、流出量の如何によらず消費者の本県海産物等への忌避意識がさらに高まることが容易に推察され、風評被害の長期化が懸念されます。

さらに、発生した汚染水を保管する地上タンクから高濃度の放射性物質を含んだ大量の汚染水が漏れ出た問題について、東京電力は漏洩した汚染水が外洋に流出した可能性を認めました。これに伴い、風評被害の拡大はもとより、現に海産物の放射能汚染が拡大することが強く懸念されます。水産業は本県の基幹産業であり、このような事態は断じて容認することができません。

汚染水の海洋への漏洩対策及び原子炉建屋への流入地下水対策においては、国が主導的役割を果たし、収束に向け明確な工程を早期に示すとともに、海洋における放射能汚染の実態について重点的に調査を実施し、事実について迅速に情報を発信するよう求めます。さらに、このようなトラブルの根源となる既存の汚染水への対策として、早期に放射性物質の除去に係る技術開発を行うよう求めます。また、原発事故の収束に向けたあらゆる工程について、東京電力への指導、監督を強め、国の責任において確実な措置を講じるよう求めます。